

公益社団法人東海市シルバー人材センター安全・適正就業委員会設置規程

平成6年4月25日

東海市シ例規第1号

改正 平成13年7月5日東海市シ例規第4号

平成24年4月1日東海市シ例規第8号

令和3年2月19日東海市シ例規第2号

令和5年2月17日東海市シ例規第3号

公益社団法人東海市シルバー人材センター安全・適正就業 委員会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人東海市シルバー人材センター安全・適正就業委員会（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 会員が健康で安全・適正に就業することができるための実施計画の策定に関すること。
- (2) 会員の就業上の事故分析とそれに伴う事故防止対策の樹立に関すること。
- (3) 労働関係法令、ガイドライン等の遵守及び会員等への周知に関すること。
- (4) 安全・適正就業に関する会員への教育に関すること。
- (5) 発注者に対する適正就業に係る理解の促進に関すること。
- (6) 不適正な請負・委任契約として労働局等から改善指導等を受けた事案の分析及び再発防止策の樹立に関すること。
- (7) その他、会員の健康と安全・適正就業に関して必要な事項。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 理事 2名
- (2) 会員 5名
- (3) 事務局 2名

2 委員は、会長が委嘱し、又は任命する。

3 委員会に、委員長、副委員長を置き、委員の中から互選する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、年2回開催するものとし、その他委員長が必要と認めた場合に開催する。

2 委員会の運営は、委員長が当たる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席をもとめることができる。

(委員会の役割)

第7条 委員長は、必要の都度委員会の検討結果を会長に報告するものとし、必要のある事項について理事会に報告するものとする。

2 委員長は、委員会において検討の結果、軽易なものについては、事務局長に意見を具申することができる。

3 委員会は、必要に応じて会員に対する巡回指導を実施し、安全・適正就業の指導、点検を行うものとする。

(就業停止等の措置等)

第8条 委員会は、就業中の会員が次に掲げる事項に該当したときであつて、就業に支障があると判断した場合には、理事会に、当該会員に対する就業を停止すべき旨を勧告する。その際、必要があると認められる場合は、当該会員への事実等確認を行うものとし、その内容を理事会に報告するものとする。

(1) 健康上の問題が生じ、体力、技能等が低下した場合。

(2) 発注者又は共同で就業する他の就業会員との間にトラブルを発生させた場合。

(3) 就業に関して発注者等から苦情があつた場合。

(4) 公益社団法人東海市シルバー人材センター就業規約に違反した場合。

(5) 会員の就業実態と請負又は委任契約の内容に乖離が認められる場合。

2 理事会は、委員会から、前項の就業停止の勧告及び報告を受けた場合において、会員の就業を停止させるときは、当該会員に通知するものとする。ただし、前項第5号に該当する場合には、発注者にも通知するものとする。

3 理事会が会員に就業の停止を通知する場合には、弁明の機会を与えなければならない。

(守秘義務)

第9条 委員は、委員会において知り得た会員の個人情報等について、漏えいしてはならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

附 則（平成 6 年東海市シ例規第 1 号）
この規程は、平成 6 年 4 月 2 5 日から施行する。

附 則（平成 8 年東海市シ例規第 号）
この規程は、平成 8 年 1 1 月 2 9 日から施行する。

附 則（平成 1 3 年東海市シ例規第 4 号）
この規程は、公布の日から施行し、平成 1 3 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（平成 2 4 年東海市シ例規第 8 号）
この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（令和 3 年東海市シ例規第 2 号）
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年東海市シ例規第 3 号）
この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。